

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年1月11日付けで行った「〇〇〇〇〇土地改良区設立認可申請書中〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地地目〇所有者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外65名に係る3条資格者同意書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成23年12月26日付けで保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年1月11日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。なお、本件処分は、条例第20条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したものである。

(2) 申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、行政不服審査法に基づき、平成24年2月27日付けの異議申立書により、本件処分について、実施機関に対し本件対象保有個人情報の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年3月26日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

(4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年4月9日付けで代理人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。

(5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年7月19日、実施機関からの

意見聴取を行った。

- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年9月28日、代理人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報、土地改良法第5条第1項の一定の地域内にある土地につき同法第3条に規定する資格を有する者の住所、氏名、対象地、署名欄及び印影欄からなるもので、3条資格者等の当該土地改良区設立に関する同意等の意思表示についての情報であり、個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 条例に基づき開示請求者が開示請求をすることができる個人情報は、開示請求者を本人とする保有個人情報のみであって、自己以外の者に関する情報については、たとえ相続人に関するものであっても開示を請求することはできない。
- (3) 本件対象保有個人情報については、その存否を答えること自体が、申立人以外の特定個人が当該土地改良区の設立について同意した事実の有無という条例第17条第3号の不開示情報を明らかにするのと同様の結果を生じさせることとなることから、条例第20条の規定を適用して開示をしない旨の決定をしたものである。
- (4) 申立人のその他の主張は本件開示請求とは無関係又は行政処分等に対する単なる不満を述べるに過ぎないのであって、申立人の主張は失当である。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、当該土地改良区の設立認可申請書のうち、当該土地の所有者である特定個人外65名が当該土地改良区の設立に関し3条資格者として同意したことを示す情報である。本件開示請求は、申立人が、本件対象保有個人情報について、条例第15条に基づき、自己を本人とする保有個人情報として開示請

求したものと認められる。

これに対し、実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、条例第17条第3号の不開示情報を明らかにすることとなるとして本件開示請求を拒否する本件処分を行ったものである。なお、本件処分に係る開示をしない旨の決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）には、実施機関の担当課所である農村整備課の担当職員により、「〇〇市〇〇〇〇〇番地の土地は、〇〇〇〇〇土地改良区の地区外です。設立認可申請書には当該土地の権利者からの同意書は添付されていません。」と記載された付箋が添付されていたことが認められる。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の適否について検討する。

（２）本件対象保有個人情報の存否応答拒否の適否について

ア 条例第20条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で拒否することが原則であるところ、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで条例第17条第1号から第8号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしたものである。

イ 実施機関は、本件対象保有個人情報の存否について答えることは、申立人以外の特定期間が当該土地改良区の設立について3条資格者として同意した事実の有無という条例第17条第3号の不開示情報を明らかにするのと同様の結果を生じさせることとなることから、本件処分を行った旨主張する。

ウ しかし、当審査会における実施機関の説明によれば、当該土地は当該土地改良区の地区外であるとのことであり、このことは本件決定通知書に添付されていた付箋の記載内容からも窺われる。

そもそも、土地改良区の地区については定款及び土地原簿等により客観的に定まるものと認められるが、実施機関の上記説明を前提とすれば、当該土地の所有者は当該土地改良区に係る3条資格者ではないことになるから、本件対象保有個

人情報の存否及びその理由について答えたとしても、特定個人が当該土地改良区の設立について3条資格者として同意したか否かという条例第17条第3号の不開示情報について明らかにする結果を生じさせるとは認められない。

エ したがって、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は条例第17条第3号に該当せず、本件対象保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、本件処分は取り消すべきであると判断した。

(3) その他の主張について

申立人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 3月27日	諮問を受ける（諮問第63号）
平成24年 3月27日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月 9日	異議申立人から意見書を受理
平成24年 6月21日	審議
平成24年 7月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年 9月28日	申立人による意見陳述及び審議
平成24年10月24日	審議
平成24年11月29日	審議
平成25年 2月 6日	答申